

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

令和4年3月31日

条例第3号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例をここに公布する。

北海道知事 鈴木 直道

(趣旨)

第1条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）第35条の規定による畜舎等（発酵槽等を除く。以下同じ。）の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加及び省令第48条第3項の規定による畜舎等の敷地と道路との関係についての制限の付加については、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）及び省令において使用する用語の例による。

(崖付近の畜舎等)

第3条 高さが2メートルを超える崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいう。以下この条において同じ。）に接し、又は近接する敷地に畜舎等の建築等をする場合にあっては、当該畜舎等の外壁面と崖との間の水平距離は、北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号。以下「建築基準法施行条例」という。）第6条の2の規定に適合するものでなければならない。

(避難口の構造)

第4条 多雪区域（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第2項ただし書の規定により指定された区域をいう。）内に

においては、畜舎等に設ける屋外への避難口は、建築基準法施行条例第 15 条の規定に適合するものでなければならない。

(排水設備の凍結防止)

第 5 条 畜舎等に設ける排水の配管設備（し尿浄化槽を含む。）は、必要に応じて、凍結しないための措置が講じられたものでなければならない。

(構造設備)

第 6 条 畜産業用車庫の構造設備は、建築基準法施行条例第 35 条第 3 項の規定に適合するものでなければならない。

(他の用途部分との区画)

第 7 条 畜舎等の一部に設けられた畜産業用車庫は、建築基準法施行条例第 36 条第 1 項（第 1 号及び第 2 号ただし書を除く。）の規定に適合するものでなければならない。

2 畜産業用車庫に接続して畜産経営又は家畜排せつ物の処理若しくは保管に関する執務又は作業（軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のために使用する室がある場合は、当該室を当該畜産業用車庫の一部とみなして、前条及び前項の規定を適用することができる。この場合において、同条中「第 35 条第 3 項」とあるのは、「第 35 条第 3 項（第 1 号を除く。）」とする。

(敷地の形態)

第 8 条 畜舎等の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合には、その路地状部分の幅員は、建築基準法施行条例第 4 条の規定に適合するものでなければならない。

2 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫の敷地は、建築基準法施行条例第 5 条の規定に適合するものでなければならない。

(敷地と道路との関係)

第 9 条 畜舎等（床面積（同一敷地内に 2 以上の畜舎等がある場合においては、その床面積の合計）が 1,000 平方メートルを超えるものに限る。）の敷地は、建築基準法施行条例第 6 条の規定に適合するものでなければならない。

2 畜産業用車庫の敷地の車両の出入口は、建築基準法施行条例第33条の規定に適合するものでなければならない。

(適用除外)

第10条 第6条及び第7条の規定は、燃料を使用しない車両を格納する畜産業用車庫には、適用しない。

2 第6条、第7条、第8条第2項及び前条第2項の規定は、床面積の合計(第8条第2項及び前条第2項にあっては、同一敷地内に2以上の畜産業用車庫がある場合においては、その床面積の合計)が50平方メートル以下の畜産業用車庫には、適用しない。

3 第8条及び前条の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域には適用しない。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

附 則 (令和5年3月17日条例第15号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。